

令和6年度第1回

武蔵村山市行政評価委員会会議次第

日 時：令和6年7月5日（金）

午後2時から

場 所：301会議室（市役所3階）

| 日 程 | 内 容 |
|---------|----------------------|
| 開 会 | |
| 報 告 事 項 | 令和6年度における行政評価の実施について |
| 議 題 1 | 事務事業の外部評価について |
| 議 題 2 | その他 |
| 閉 会 | |

1 行政評価委員会の所掌事務等

行政評価委員会は、本市が行う行政評価について、その公正性及び客観性を確保するとともに、市民感覚を取り入れた評価とするために設置される委員会であり、所掌事務は、外部評価に関する事、その他行政評価の実施に関して必要と認めることを審議し、その結果を市長に報告することである。

(資料一覧1ページ：「資料1」武蔵村山市行政評価委員会設置要綱」参照)

2 行政評価委員会の委員

行政評価委員会は、市長が委嘱する6人の委員をもって組織されており、委員の任期は、委嘱日である令和5年9月1日から令和7年3月31日までとなる。

(資料一覧3ページ：「資料2」武蔵村山市行政評価委員会委員名簿」参照)

3 行政評価の目的

(1) 市民の視点に立った成果志向の行政運営への転換

市民の生活感覚で事務事業を改めて点検し、より成果を重視した選択的行政執行へと行政運営の転換を図る。

(2) 透明性の高い行政運営の実現

P(計画)→D(実行)→C(評価)→A(改善)サイクルを確立の上、行政評価の結果を市民に公表し、透明性の高い行政運営を進める。

(3) 職員の意識改革

「何のために」、「誰のために」事業執行しているのかを自ら改めて点検することで、「市民に喜ばれる成果重視」へと意識の転換を図るとともに、使命感、意欲の高揚を図る。

(資料一覧4ページ：「資料3」武蔵村山市行政評価実施要綱」参照)

4 行政評価の対象

令和6年度の行政評価の対象は、武蔵村山市第五次長期総合計画の令和5年度の実施計画に登載された全ての事務事業（評価の実施が困難なものを除く。）、財政課による「補助金等の見直し状況等に関する調査」の結果を踏まえて、目的や効果の検証が必要と思われる補助事業、実施計画や予算の査定を行う中で把握した見直し等を図るべきと思われる事務事業、及び所管課において行政評価委員会による外部評価の実施を希望する事務事業を対象とし、各所管による内部評価及び行政評価委員会による外部評価により評価を行うものとする。

なお、行政評価委員会による外部評価は、内部評価を実施した事務事業のうち、行政評価会議が選定した20件の事務事業等を対象として実施するものとする。

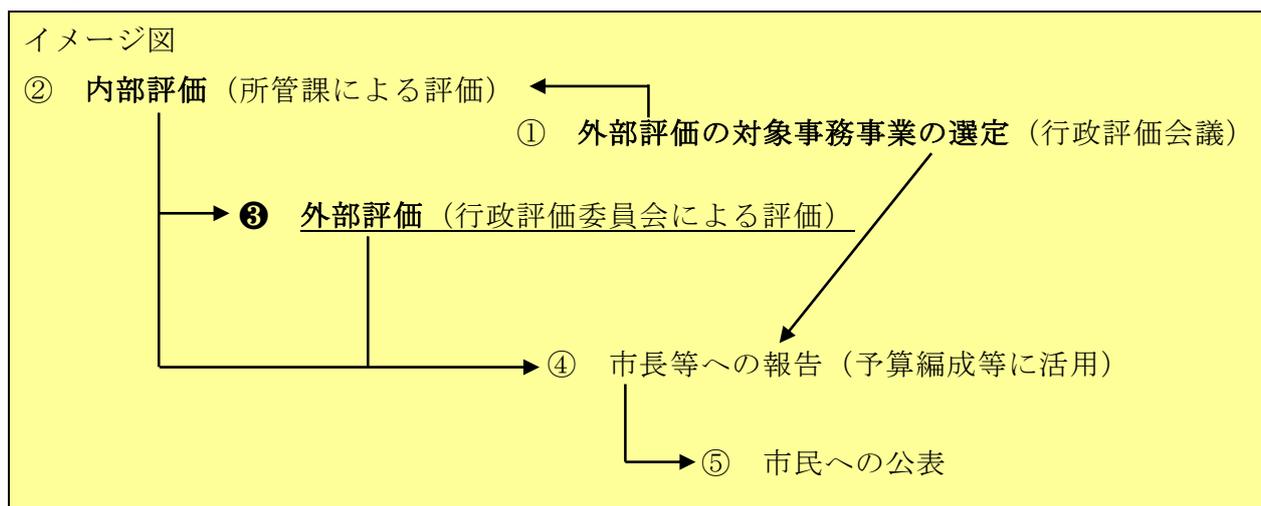
(別添資料：「武蔵村山市第五次長期総合計画 ⑤実施計画」、資料一覧6ページ「資料4」令和6年度第1回行政評価会議会議録(要旨)」及び「令和6年度行政評価外部評価の対象事務

事業」参照)

5 行政評価の流れ

行政評価会議により外部評価の対象事務事業として選定されたものについて、所管課による内部評価の実施後、行政評価委員会による外部評価を行うものとする。

また、行政評価の結果は、市政情報コーナー、緑が丘出張所、市民総合センター及び各図書館で閲覧に供するほか、市ホームページ等に掲載することで市民に公表する予定である。



6 行政評価委員会の会議の公開

本市では、市民等が参加される会議については、非公開情報に係る審議を除いて会議及び会議録の公開を行っており、当委員会の会議の公開については「武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領」に基づき対応している。

そのため、会議の傍聴の申込みがあった場合には、傍聴の許可を行うものである。

(資料一覧19ページ「資料5武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針」及び資料一覧23ページ「資料6武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領」参照)

議題 1 事務事業の外部評価について

武蔵村山市行政評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、行政評価会議により選定された事務事業等について、所管課による内部評価を踏まえて外部評価を行う。

外部評価は、所管課による内部評価を踏まえて外部評価調書により行うものとし、事務事業等の実施状況や実績などについて、行政評価委員会として視点別に評価するとともに、今後の方向性を含めた総合評価を行うものとする。

○ 外部評価調書（事務事業）

| | | | | | |
|--------|--------|---|--|--|--|
| 事務事業名 | | | | | |
| 所管部署 | | | | | |
| 視点別の評価 | 妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の関与は必要か ・市民のニーズに適合しているか ・市民との協働により事業を実施しているか | <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない | | |
| | 有効性 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃止・休止とした場合の市民への影響 ・受益者負担は適切か ・施策への貢献度は適切か | <input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 適切でない | | |
| | 効率性 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託等は可能か ・事業費の更なる削減は可能か ・類似事業等との統合は可能か | <input type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない | | |
| 総合評価 | 今後の方向性 | <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小・見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止・終了 | | | |
| | | | | | |

○ 外部評価調書（補助金等）

| | | | |
|--------|--------|---|--|
| 事務事業名 | | | |
| 所管部署 | | | |
| 視点別の評価 | 公益性 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の関与は必要か ・市民のニーズに適合しているか ・一般市民にも間接的な受益があるか | <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない |
| | 有効性 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃止・休止とした場合の市民への影響 ・補助基準は明確か ・補助金の交付により期待された効果が得られたか | <input type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 適切でない |
| | 効率性 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助内容や補助額の見直しは可能か ・補助期間を設定しているか ・類似の補助金との統合は可能か | <input type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 効率的でない |
| 総合評価 | 今後の方向性 | <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小・見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止・終了 | |
| | | | |

(参考)

| |
|--|
| <p>○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱 - 抄 -</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 武蔵村山市が行う行政評価（以下「行政評価」という。）について、その公正性及び客観性を確保するとともに市民感覚を取り入れた評価とするため、武蔵村山市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。</u></p> <p>(1) <u>武蔵村山市行政評価実施要綱（令和4年武蔵村山市訓令（乙）第25号）第4条第1項第2号に規定する外部評価に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他行政評価の実施に関して必要と認めること。</u></p> |
|--|

○ 本日の審議対象（計3件）

| No. | 事務事業等 | 主管課 | 審議時間 (予定) | 資料(※) ページ |
|-----|------------------------------|-------|---------------------|--------------|
| 3 | 公金スマートフォンアプリ 決済収納代行業務委託事業 | 収納課 | 午後2時30分 ～午後3時5分 | P 1 |
| 5 | 消費生活展実行委員会交付 金交付事業 | 協働推進課 | 午後3時10分 ～午後3時45分 | P 6 |
| 17 | 修学旅行・移動教室保護者 負担軽減事業 | 教育総務課 | 午後3時50分 ～午後4時25分 | P 13 |

(※)「令和6年度第1回 外部評価対象事務事業【評価調書・補足資料】」参照

議題 2 その他

○次回以降の会議の開催日程

| | 日 時 | 場 所 | 評 価 対 象 事 案 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------|--|
| 第 2 回 | 令和 6 年 7 月 2 2 日 (月) 午後 2 時から | 中部地区会館 4 0 2 B 会議室 (市役所 4 階) | No. 18 補助教員派遣事業 No. 7 廃棄物資源分別事業 No. 8 生ごみ処理機器購入補助金 |
| 第 3 回 | 令和 6 年 8 月 2 日 (金) 午後 2 時から | 中部地区会館 4 0 3 集会室 (市役所 4 階) | 調整中 |
| 第 4 回 | 令和 6 年 8 月 9 日 (金) 午後 2 時から | 中部地区会館 4 0 3 集会室 (市役所 4 階) | 調整中 |
| 第 5 回 | 令和 6 年 8 月 1 9 日 (月) 午後 2 時から | 中部地区会館 4 0 3 集会室 (市役所 4 階) | 調整中 |
| 第 6 回 | 令和 6 年 1 0 月 4 日 (金) 午後 2 時から | 3 0 1 会議室 (市役所 3 階) | 調整中 |
| 第 7 回 | 令和 6 年 1 0 月 1 1 日 (金) 午後 2 時から | 3 0 1 会議室 (市役所 3 階) | 調整中 |

※上記のほか、令和 6 年 1 0 月 7 日 (月) 午前 1 0 時からを予備日として設定している。

資料一覧

| 資料名 | | 頁 |
|------|-----------------------------|-----|
| 資料 1 | 武蔵村山市行政評価委員会設置要綱 | 1 |
| 資料 2 | 武蔵村山市行政評価委員会委員名簿 | 3 |
| 資料 3 | 武蔵村山市行政評価実施要綱 | 4 |
| 資料 4 | 令和 6 年度第 1 回行政評価会議会議録（要旨） | 6 |
| 資料 5 | 武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針 | 1 9 |
| 資料 6 | 武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領 | 2 3 |

○武蔵村山市行政評価委員会設置要綱

平成 28 年 5 月 31 日
武 蔵 村 山 市
訓 令 (乙) 第 1 4 7 号

(設置)

第 1 条 武蔵村山市が行う行政評価（以下「行政評価」という。）について、その公正性及び客観性を確保するとともに市民感覚を取り入れた評価とするため、武蔵村山市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵村山市行政評価実施要綱（令和 4 年武蔵村山市訓令（乙）第 25 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する外部評価に関すること。
- (2) その他行政評価の実施に関して必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 6 人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1 人
 - (2) 企業経営分野等に関し識見を有する者 3 人
 - (3) 公募による市民 2 人
- 2 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は、前条第 1 項第 1 号に掲げる委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令（乙）第62号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日訓令（乙）第26号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令（乙）第60号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

武蔵村山市行政評価委員会委員名簿

(令和5年9月1日委嘱)

| 氏名 | 選出区分 | 任期 | 備考 |
|-------|-----------------------|---------------------------|----|
| 坂野達郎 | 学識経験者 | 令和5年9月1日から 令和7年3月31日まで | |
| 清本浩介 | 企業経営分野等に関し識見 を有する者 | 同上 | |
| 栗原誠 | 企業経営分野等に関し識見 を有する者 | 同上 | |
| 清恒夫 | 企業経営分野等に関し識見 を有する者 | 同上 | |
| 池田真知子 | 公募による市民 | 同上 | |
| 矢口愛 | 公募による市民 | 同上 | |

(選出区分ごとに五十音順(敬称略))

資料3

○武蔵村山市行政評価実施要綱

令和4年3月29日
武蔵村山市
訓令（乙）第25号

（目的）

第1条 この要綱は、武蔵村山市（以下「市」という。）の行政評価の実施に関し必要な事項を定めることにより、行政評価の結果を市政に適切に反映させ、市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政を推進するとともに、市政について市民に説明する責務を全うすることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 市が実施した事務事業について、その効果等の分析及び検証を行い、総合的に評価することをいう。
- (2) 事務事業 施策を実現するための手段として、個別の予算及び人員から構成される行政活動の基本的な単位をいう。
- (3) 実施計画 施策を計画的に実施するために、特に重点的かつ優先的に進めていくべき事務事業を記載し、毎年度策定される計画をいう。

（行政評価の対象）

第3条 行政評価の対象は、前年度の実施計画に記載された全ての事務事業（評価の実施が困難なものを除く。）その他市長が必要と認める事務事業（以下「対象事務事業」という。）とする。

（行政評価の種類等）

第4条 行政評価は、毎年度、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 内部評価 対象事務事業を所管する部課等が、当該対象事務事業について行う妥当性、有効性などの分析及び検証とこれに伴う評価とする。
 - (2) 外部評価 武蔵村山市行政評価委員会が、行政評価の客観性及び透明性を確保するため、武蔵村山市行政評価会議（次条第1項を除き、以下「行政評価会議」という。）が必要と認める対象事務事業について、内部評価の結果を踏まえて行う評価とする。
- 2 企画財政部長は、行政評価の実施に関し、対象事務事業を所管する部の長に対し、必要な調整及び助言を行うことができる。

（行政評価会議の設置）

第5条 前条第1項第2号の外部評価を実施する対象事務事業の選定を行うため、武蔵村山市行政評価会議を置く。

- 2 行政評価会議は、副市長主宰の下に、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長及び教育部長をもって組織する。

3 副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けたときは、企画財政部長がその職務を代理する。

4 この要綱に定めるもののほか、行政評価会議の運営に関し必要な事項は、副市長が行政評価会議に諮って定める。

(選定結果の市長への報告等)

第6条 行政評価会議は、前条第1項の規定により外部評価を実施する対象事務事業の選定を行ったときは、その結果を市長に報告するとともに、対象事務事業を所管する部の長及び企画財政部長に通知するものとする。

(評価結果の活用)

第7条 市長は、行政評価の結果（内部評価のみの結果を含む。以下同じ。）を予算編成上の資料として活用する。

2 対象事務事業を所管する部の長は、行政評価の結果により対象事務事業の見直しが必要とされた場合は、適宜、必要な措置を講じなければならない。

(評価結果の公表)

第8条 市長は、行政評価の結果を市民に公表するものとする。

(庶務)

第9条 行政評価の庶務は、企画財政部企画政策課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項（第5条第4項及び第7条第2項に規定する事項を除く。）は、企画財政部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日訓令（乙）第41号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

資料4

会 議 録 (要 旨)

| | |
|--|---|
| 会 議 名 | 令和6年度第1回武蔵村山市行政評価会議 |
| 開 催 日 時 | 令和6年5月20日(月)午後1時13分から午後2時58分まで |
| 開 催 場 所 | 301会議室 |
| 欠 席 者 | 出席者：副市長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、環境部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、教育部長 欠席者：なし 事務局：企画政策課長、企画政策課行政管理係長、行政管理係主任 |
| 報 告 事 項 | 令和6年度における行政評価の実施について |
| 議 題 | 1 外部評価対象事務事業の選定について 2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について 3 その他 |
| 結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。) | 議題1 外部評価の対象事務事業について、事務局案を一部修正して20事業を選定した。 議題2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について、事務局案のとおり5事業を行政評価委員会に報告することとした。 議題3 特になし。 |
| 審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=事務局 | 報告事項 令和6年度における行政評価の実施について ● 報告事項「令和6年度における行政評価の実施について」説明する。 初めに、行政評価の目的についてである。 令和6年度の行政評価については、(1)市民の視点に立った成果志向の行政運営への転換、(2)透明性の高い行政運営の実現、(3)職員の意識改革の3点を目標として実施する。 次に、行政評価の対象についてである。 今年度の行政評価の対象について、1点目は、⑤実施計画に登載された事務事業等である。実施計画の「年度別内訳」の「令和5年度」の欄が「実施」、「検討」などの記載がなく、空欄となっているものは対象外とする。今回は185事業が対象となっている。 2点目は、財政課による「補助金等の見直し状況等に関する調査」の結果を踏まえて、目的や効果の検証が必要と思われる補助事業で、166事業の中から検討し、3事業が対象となっている。 3点目は、実施計画や予算の査定を行う中で把握した見直し等を図るべきと思われる事務事業等である。市単独事業から見直し等を図るべき事務事業について検討し、1事業が対象となっている。 4点目は、所管課において行政評価委員会による外部評価の実施を希望する事務事業等である。今回、所管課から7事業について実施の希望があった。 |

次に、行政評価の流れについてである。

評価方法については、これまでと同様、各所管による内部評価及び行政評価委員会による外部評価により評価を行うこととする。外部評価に関しては、内部評価を実施した事業のうち、行政評価会議が外部評価を実施すべきと決定した事務事業を対象として実施することとする。

まず、本会議において、外部評価の対象事務事業の選定を行った後、所管課による内部評価、それについて学識経験者等の外部委員で構成する行政評価委員会による外部評価を実施することとしている。

なお、外部評価の実施に当たって、これまでと同様に所管課長から行政評価委員会に説明することとしている。また、内部評価のみを実施したものを含む全ての評価結果について、市長にその結果を報告し、市民への公表を行う。

また、評価調書については、実施計画の「年度別内訳」の「令和5年度」の欄が「検討」、「推進」などで予算が計上されていないものや、施設等の改修等の事務事業は、簡素化することを検討している。

【質疑・意見等】

- 行政評価の対象は昨年度と変更ないのか。
- おおむね変わらない。評価調書については、昨年度の行政評価会議において、所管課の負担が大きく非効率的であるとの意見があったため、実施計画で予算が計上されていないものや、施設等の改修等の事務事業は簡素化することを検討している。
- 他に意見等あるか。
- 特になし。

議題1 外部評価対象事務事業の選定について

- 「対象事務事業等の選定基準（案）」については、(1)行政評価会議による二次評価を実施していないもの、(2)行政評価委員会による意見聴取や外部評価を実施していないもの、(3)行政評価の結果及び行政評価委員会からの意見を踏まえて、制度や実施方法を見直して3年程度経過しているもの、(4)市政の推進上重点を置いているものの、四つのうちいずれかに該当し、かつ、現状の実績や課題を踏まえて目的や効果の検証が必要と思われるもので、所管部から提案をされたものから優先的に選定することとしている。

続いて、令和6年度の外部評価の対象事務事業（案）については、先に説明した選定基準（案）に該当するものから選定し、合計20件を提案している。

また、今年度は、行政評価制度の積極的な活用による事務事業等の効果的な見直しを図るため、事前に当課及び財政課からの意見に基づき外部評価の対象事務事業として選定した33件の事務事業等について、各部に意見照会を行うとともに、外部評価の実施を希望する事務事業等の有無を所管課に確認している。

その結果、3部から7事業について提案があったため、その中から6事業を提案している。なお、福祉総務課が所管する「地域福祉推進事業補助金」は、可能な限り各所管の偏りがないよう提案しており今年度の

対象事務事業には含まれていない。

それでは、候補となる事務事業等について、「別紙 令和6年度行政評価の外部評価対象事務事業等（案）」に基づき順次説明する。

所管部からの提案

No.1 「消費生活展実行委員会交付金交付事業」

所管課は、協働推進課である。

本事業は、市民の消費者意識の向上を図るため、みんなの暮らしフェスタ実行委員会が行う消費生活展の開催に当たり必要な経費を交付するものであるが、消費者団体の固定化や市補助金への依存という課題に対し、消費生活展の運営方法と併せて見直し、有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいとのことである。

No.2 「バリアフリー住宅化助成事業」

所管課は、産業観光課である。

本事業は、安心安全なまちづくりを推進するため、バリアフリー住宅化への改修に係る費用の一部を補助するものであるが、類似する他の補助金との整合や、事業者支援施策としての有効性や効率性について改めて検証するため、外部評価を実施したいとのことである。

No.3 「戦没者追悼式挙行事務」

所管課は、福祉総務課である。

本事業は、戦没者追悼式を市が挙行することにより、先の大戦で戦没された英霊に対して追悼の意を捧げるとともに、戦争の悲劇を後世に伝え恒久平和を祈念することを目的とするものであるが、事業の実施効果や実施方法などを改めて検証し、今後の見直し等の参考にするため、外部評価を実施したいとのことである。

No.4 「民生児童委員活動支援事務」

所管課は、福祉総務課である。

本事業は、地域住民の福祉増進を図るため、民生委員・児童委員が行う活動に必要な経費に対し補助金を交付するものであるが、民生委員の担い手が不足し、協議会活動においても負担が増していることから、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証し、今後の見直し等の参考にするため、外部評価を実施したいとのことである。

No.5 「心身障害者（児）ガソリン費等助成事業」

所管課は、障害福祉課である。

本事業は、心身障害者の移動手段を確保し生活圏の拡大を図るため、心身障害者（児）が使用する自動車の運行に要するガソリン費の一部を補助するものであるが、請求支払事務に係る利用者及び所管課の負担軽減や、事業の実施効果や補助内容を改めて検証し、資格要件の見直しを図るため、外部評価を実施したいとのことである。

No.6 「選挙啓発ボランティア事業」

所管課は、選挙管理委員会事務局である。

本事業は、若年層の選挙投票率の向上等を図るため、市民からボランティアを募集し、選挙や市内イベントにおいて連携して選挙啓発活動を推進するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいとのことである。

事務局からの提案

No.1 「電子申請サービス活用促進事業」

所管課はデジタル推進課である。

本事業は、市民の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、電子申請サービスを活用することにより、行政手続のオンライン化を推進するものであるが、施政方針において更なる拡大を図ることとしており、L o g o フォーム導入による有効性や効率性を検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.2 「木造住宅耐震改修等助成事業」

所管課は防災安全課である。

本事業は、木造住宅の耐震診断及び耐震改修費用を補助することにより、市民の住環境における防災対策を推進するものであるが、近年、補助の実績はなく、補助内容や周知方法等について改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.3 「公金スマートフォンアプリ決済収納代行業務委託事業」

所管課は収納課である。

本事業は、市民の利便性の向上を図るため、市税等の納付についてスマートフォン決済アプリを活用するものであるが、実施内容や周知方法など、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.4 「特定健康診査未受診者受診勧奨事業」

所管課は保険年金課である。

本事業は、自らの健康リスクを把握し、生活習慣病の発症及び重症化を予防する契機となる特定健康診査の未受診者に対し受診勧奨を実施することにより、健康増進を図ることを目的とするものであるが、制度開始から10年が経過し、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.5 「廃棄物資源分別事業」

所管課はごみ対策課である。

本事業は、ごみの減量及び資源化の推進を図るため、再利用可能なごみ及び有害ごみの分別・回収を実施し資源化するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を検証し、今後の資源

化をより推進させるため、外部評価を実施したいと考えている。

No.6 「生ごみ処理機器購入補助金」

所管課は、ごみ対策課である。

本事業は、ごみの減量及び資源化の推進を図るため、生ごみ処理機器を購入した市民や事業者等に対し補助金を交付するものであるが、過去の行政評価から10年以上が経過しており、有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.7 「福祉タクシー事業」

所管課は障害福祉課である。

本事業は、心身障害者の移動手段を確保し生活圏の拡大を図るため、心身障害者が利用するタクシー利用料の一部を補助するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.8 「休日保育事業」

所管課は子ども育成課である。

本事業は、保護者の子育て及び就労支援のため、日曜日等の日中において保護者の就労等により家庭での保育ができない児童への保育を行うものであるが、近年、利用実績が乏しく、事業の実施内容や周知方法等を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.9 「子ども食堂推進事業」

所管課は子ども子育て支援課である。

本事業は、地域の子どもやその保護者への食事や交流の場を提供する取組を推進するため、民間団体等が行う子ども食堂の運営に当たり必要な経費の一部を補助するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.10 「雨水浸透施設設置補助事業」及びNo.11 「雨水貯留槽設置補助事業」

所管課は、道路下水道課である。

本事業は、雨水の流出抑制を図るため、敷地内への雨水浸透施設や雨水貯留槽の設置に係る費用の一部を補助するものであるが、いずれも交付実績が低調であり、これまでの実績を踏まえた上で、事業の実施効果や補助内容などを改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.12 「修学旅行・移動教室保護者負担軽減事業」

所管課は教育総務課である。

本事業は、保護者の負担軽減を図るため、市内小・中学校で行われる修学旅行等の教育活動に対し補助金を交付するものであるが、過去の行政評価から10年以上が経過し、これまでの実績を踏まえた上で、事業

の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.13 「補助教員派遣事業」

所管課は教育指導課である。

本事業は、教育内容の充実を図ることを目的とし、各小学校において教員免許を有する補助教員を派遣するものであるが、過去の行政評価から10年が経過し、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

No.14 「電子図書運営事業」

所管課は図書館である。

本事業は、市民の文化的教養の高揚を図ることを目的とし、インターネットを通じて電子図書の貸出し、閲覧、返却、予約などができる電子図書館を運営するものであるが、これまでの実績を踏まえた上で、事業の有効性や効率性を改めて検証するため、外部評価を実施したいと考えている。

以上が外部評価対象事務事業の内容とその提案理由であるので、御審議いただきたい。

【質疑・意見等】

- 昨年度の選定基準と変更ないのか。
- おおむね変わらない。昨年度の選定基準は、(1)行政評価会議による二次評価を実施していないもの、(2)行政評価委員会による意見聴取や外部評価を実施していないもの、(3)行政評価を実施して3年以上経過しているものの、三つのうちいずれかに該当し、かつ、現状の実績や課題を踏まえて目的や効果の検証が必要と思われるものとしていた。
- どのような点に着目して提案されたのか。
- 今回の提案に当たり、実施計画を所管する当課企画政策係や予算を所管する財政課財政・検査係にも意見を伺い、事務局において外部評価の対象事務事業等(案)として33件を事前に選定した。
それについて各部に意見照会し、照会結果を参考に、先ほど説明した基準に該当し、かつ、現状の実績や課題を踏まえて、市民目線で事業の有効性や効率性などを検証し総合的に意見をいただくことが望ましいと思われるものを選定し、可能な限り各所管の偏りが無いよう提案させていただいた。また、他の附属機関や所管課において見直し等の検討を進めているものは対象から除いている。
- 行政評価委員会の委員から外部評価の対象としたい旨の希望があれば他の事業も対象となり得るのか。
- 実施スケジュールの都合もあるが、委員から要望があれば対応することも考えている。
- 対象事務事業は、行政評価委員会の開催回数や日程に鑑みて20件としたのか。
- そのとおりである。行政評価の結果を当初予算に反映させるため、時

期を早めて実施していることもあり、一つの事務事業に対する審議時間に限りがあることから、会議の開催回数も限られてしまう。昨年度の実績を踏まえると、1回の委員会につき3事業の審議が限度ではないかと考えている。今年度は所管部から6件、事務局から14件を提案させていただいた。

- 事務局から提案された14件について意見等はあるか。
- No.3「公金スマートフォンアプリ決済収納代行業務委託事業」、No.4「特定健康診査未受診者受診勧奨事業」及びNo.13「補助教員派遣事業」について、所管課は外部評価の対象にはそぐわないと思われるとの意見であるが、提案理由を伺いたい。
- まずNo.3「公金スマートフォンアプリ決済収納代行業務委託事業」について、収納対策としてだけでなく、市民の利便性の向上の観点から実施効果を検証するため提案させていただいた。
- 利用促進の啓発等を行い収納率の向上を図るという今後の方向性は変わらないだろう。
- 所管部としては、公金スマートフォンアプリ決済は固有のプラットフォームが複数あり整理・統廃合は難しいと考えているものの、これまでの実施効果を踏まえて様々な視点から検証し、今後の参考にしたいと考えており、行政評価委員会からの意見をいただきたい。
- 次にNo.4「特定健康診査未受診者受診勧奨事業」について、平成28年度に保健事業支援・評価委員会に諮り、助言をいただいた経過があるものの、平成29年度以降は未実施であることから、有効性や効率性を改めて検証するため提案させていただいた。
- 昨年度に令和6年度から令和10年度までを期間とする「国民健康保険第三期データヘルス計画・第四期特定健康診査等実施計画」を策定したばかりではあるが、これまでの実施効果を検証し、今後の参考にしたいと考えており、行政評価委員会からの意見をいただきたい。
- 最後にNo.13「補助教員派遣事業」について、令和6年度よりエデュケーション・アシスタント配置支援事業として都補助金を充当しているが、あくまで財源と捉え、事業の有効性や効率性を改めて検証するため提案させていただいた。
- 事業を実施する以上、どの事業も常に検証していく必要があり、外部評価を実施することにより、改めて事業の振り返りを行うことは重要だろう。
- No.5「廃棄物資源分別事業」について、事務局は提案理由に取組内容や周知方法等について触れているが、その理由を伺いたい。
- 市として資源化に向けた取組を知ってもらう意味合いで表記した。
- 本事業は、缶や金属、粗大ごみなどから資源になるものを分別する事業であり、取組を市民に知ってもらうのはよいと思うが、あくまでごみ収集の一環であり市場原理が働きすぎても影響を受けることが懸念される。
- No.10「雨水浸透施設設置補助事業」及びNo.11「雨水貯留槽設置補助事業」について、事務局は補助額が適切かを分析し、増やす方がよいという考えなのか。
- どちらも交付件数が低調であることから、その要因について、他市の

状況も踏まえ補助額や周知方法等が適切かを検証するため提案させていただいた。

- No.10「雨水浸透施設設置補助事業」について、提案理由に他市と比較して補助額が低く利用者の自己負担が大きいとあるが、財政力の差もあり各市で財政事情を踏まえ設定していると推察する。上限額の範囲で補助するものだが実績が低調であるなど、別の表現に改めるなどの修正が必要だと思料する。
- 修正させていただく。
- 外部評価を実施し補助内容や周知方法等を見直すことにより実績は増えると思われる。
- 外部評価の結果を踏まえて制度の見直し等を行い、次年度予算に反映させる狙いなのか。
- 次年度予算に反映させることを見据えて行政評価委員会による外部評価を前倒している。しかし、事業内容によっては所管課において見直し等の検討に時間を要する場合もあると考えている。
- 制度そのものはシンプルだと思う。早期に行政評価委員会に諮り意見をいただければ、次年度予算に反映させることも可能かと思われる。
- 次に所管部から提案された6件について意見等はあるか。
- 福祉総務課が第三候補として挙げている「地域福祉推進事業補助金」は、各所管の提案件数を勘案して含めていないのか。
- そのとおりである。
- No.3「戦没者追悼式挙行事務」について、提案理由を伺いたい。
- 本市では遺族会の方を招いて毎年10月に戦没者追悼式を執り行っているが、各市によって取組状況が異なる。追悼式を毎年実施していない市や、高齢化に伴い遺族会が解散した市もあり、市の予算を掛けて一部の特定の方を対象とした取組を疑問視する意見もある。
- 戦没者追悼式は、戦没者を追悼し平和を祈念する日として年に一度国や都でも執り行われており、本市でも重要な事業である。平和の尊さ、先人への敬意、戦争のない社会にしていきたいとの願いなどが含まれており、他市の意見とはいえ一部の特定の方のために経費をかけないという考えは違うと思う。
- 所管課としても廃止は考えていないが、追悼式挙行に当たり市民への広報や今後の在り方について、平和事業との連携などを含め効果的な方法を検討したいと考えている。
- 市の主催で市民全員を招いて戦没者を追悼する方法を否定しないが、事業の性質から、所管課の考えだけでなく遺族会の意向も重視する必要があり、事業の見直し等が難しいことも想定される。
- 遺族会から改善等を求める意見はあるのか。
- 特に意見はない。遺族会会長から会員の高齢化に伴い殉国慰霊塔の清掃や献花など毎月の管理が難しくなっているとの話はある。
- 殉国慰霊塔の管理は、本事業と分けて所管課において見直し等の検討を進めていけばよいと思う。
- 参列される遺族には戦没者の子や孫などの二世、三世もいて、二世は高齢化が進んでいる。
- 以前の行政評価でも高齢化に伴い遺族会の会員数が減っているとの

話はあった。

- 当時は「継続」と結論付けているが、行政評価委員会に意見を聞いたのか。
- 平成20年度に弔慰金請求受付事務と併せて行政評価を実施したが、行政評価会議による二次評価までであり、行政評価委員会からの意見聴取はしていない。
- 追悼式を現状のまま継続したい、あるいは別の方法を考えたいという遺族の方もいるかもしれないので難しい問題だと思う。
- 本会議での審議だけでなく、所管課で改めて精査し、調整を図る方がいいのではないか。
- 本事業は、当初市だけでは取り組めないため、遺族に諮り、遺族会の意向を踏まえて実施してきた経過がある。もし、行政評価の結果が遺族会の意向と違うとなれば、長年協力していただいたにもかかわらず、同会の意見を無視しているように捉えられ、誤解を招く可能性が懸念される。
行政評価委員会に諮り、事業の有効性や効率性を検証し、見直し等を図ることは必要だが、まず遺族会の方に丁寧に説明してから議論した方がよいだろう。
- 市と遺族会で長年にわたり執り行われた経過や、積み上げてきた関係性からも、外部評価を実施するならば、遺族会の意見を踏まえた上で今年度の追加案件とするか、次年度以降の案件とするかを決めてはどうか。
- 本事業は遺族会との調整を図り意見をいただく。
- 代わりに第三候補として挙げている「地域福祉推進事業補助金」を外部評価の対象に加えてはどうか。
- 「地域福祉推進事業補助金」について、以前の行政評価と同じ特定非営利活動法人に補助しているのか。
- 当時は三つの事業者（移送サービス、配食サービス、家事援助サービス）に補助していたが、配食サービス、家事援助サービスを提供する二つの事業者は、介護保険法の適用を受け補助対象外となり、撤退した。
現在は二つの事業者に対し補助金を交付しており、一つは移送サービス、もう一つは地域交流サロンや認知症カフェ、成年後見など幅広く提供している。
- ほかに補助対象となる事業者はいないのか。
- 市報や市ホームページで周知しているが、新規参入事業者が少ない。
補助内容が分かりにくく、事業者から相談を受けても補助の対象外であるなど、対象事業が増えないことも課題であり、補助内容や周知方法等について効果を検証したいと考えている。
- これまでの構成員の話を知っている限りでは、No.3「戦没者追悼式挙行事務」を除く事務事業について、外部評価を実施することに異論はないと思料する。
- 外部評価の対象事務事業の選定については、事務局から提示された対象事務事業（案）から一部の事務事業を修正して決定してよろしいか。
- 異議なし。
- 外部評価の対象事務事業については、事務局案を一部修正し、福祉総

務課が所管するNo.3「戦没者追悼式挙行事務」を除外し、同課が所管する「地域福祉推進事業補助金」を加えて、20件を選定する。

議題2 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について

● 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況については、昨年度より外部評価として改善や見直し等を求めた意見がどの程度事業に反映されたかを把握することを目的として、当該調査の結果について、一定の結論を得たものを行政評価委員会に報告することとしたため、行政評価会議において承認いただきたいと考えている。

まず、今年5月に実施した合計33件の事務事業等に係る行政評価見直し状況調査結果を取りまとめた。「見直し状況」については四つに区分しており、区分ごとの件数は、「未着手」が3件、「検討中」が15件、「見直し済み」が5件、「見直し不可と判断」が0件となっている。

本日は、この中から、「見直し状況」を「見直し済み」としている5件の事務事業等の見直し状況について説明する。

続いて、「資料2 令和6年度行政評価見直し状況調査結果」についてである。

なお、「事務事業等名称」の下に、評価実施年度を括弧書きで記載し、また、令和4年度に行政評価制度を大きく見直しているため、「評価結果等」の欄のうち、令和3年度以前に実施した評価については「一次評価」、「二次評価」及び「行政評価委員会からの意見」と、令和4年度以降に実施した評価については「内部評価」、「外部評価」及び「総合評価」としているのを御理解いただきたい。

各事務事業等の見直し状況について順次説明する。

No.6 「人間ドック等助成事業（国民健康保険・後期高齢者医療）」

所管課は保険年金課である。

本事業は、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者に対し人間ドック又は脳ドックの受診に係る費用の一部を助成するものである。

行政評価委員会からは、「本事業の目的に鑑みて、より多くの市民が誤りなく適切に助成を受けられるよう事業の案内を分かりやすくするなど工夫改善を求めたい」旨の意見があった。

所管課では、分かりやすい制度の在り方について検討し、市民の利便性を向上させるため、対象受診項目の緩和、交付金額の算出方法の明確化、申請期間を延長する内容で要綱を改正したため、見直し状況を「見直し済み」としている。

No.16 「敬老金贈呈事業」

所管課は高齢福祉課である。

本事業は、長年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢者の敬老と長寿の節目を祝うため、敬老金を贈呈するものであり、行政評価委員会からは、「支給額の妥当性についての検討や、本事業が高齢者の安否確認や地域とのつながりを保つ機会にもなっていることを考慮し、高齢者が孤立化しないよう地域包括支援センター等と引き続き連携して地域の高

齢者見守りネットワークの強化を求めたい」旨の意見があった。

所管課では、敬老金の在り方を検討し、支給対象者の年齢要件及び支給金額の見直しを行い、支給年齢は88歳及び100歳、支給金額をそれぞれ敬老金1万円及び長寿祝い金3万円に変更する条例改正をしたことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

No.18 「生活支援体制整備事業」

所管課は高齢福祉課である。

本事業は、生活支援体制の強化を図るため、「機能強化型地域包括支援センター」を設置し、各地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーターとの連携を強化することにより、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実を図るものである。

行政評価委員会からは、「高齢者のニーズに対応した生活支援サービスの提供を継続するため、人材の確保と併せ更なる専門的な知識等の蓄積や地域包括支援センター間のネットワーク強化に努めるなど、組織の管理運営体制の強化について工夫改善を図り、高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実につなげていくことを期待したい」旨の意見があった。

所管課において、専門的な知識等の蓄積や地域包括支援センター間のネットワーク強化について検討し、生活支援コーディネーター等を対象とした研修や先進自治体への視察を実施することで、高度な専門的知識等を有する人材の継続的な確保可能な仕組みを整備し、加えてサービスの平準化を進めるため、定期的に協議体や部会を開催することで、地域包括支援センター間の連携を強化する体制を整備したことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

No.28 「巡回相談員配置事業」

所管課は教育指導課である。

本事業は、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、特性に応じた適切な支援を行うため巡回相談を実施するものである。

行政評価委員会からは、「効率的に巡回を行う方策を検討し、巡回数の増加を図るとともに、直接巡回相談を実施していない学級等においても必要な助言や指導を受けたのと同等の効果を得られるよう情報を共有し、特別支援教育の理念に沿ったより効果的な実施に努める必要がある。また、本事業による児童生徒の成育や発達への影響を分析することも併せて求めたい」旨の意見があった。

所管課では、より効果的な巡回相談制度の見直しについて検討し、各学校からの派遣依頼だけでなく、教育委員会が指定した学校へ巡回相談を実施することで実施回数を増やすこととし、特別支援教育専門委員会において、巡回相談を実施した学校から報告を受け、情報共有をする。また報告結果をもとに本事業が児童生徒の成育や発達にどのように影響しているのかを分析し、今後も効果的な工夫・改善を図り、事業の充実につなげていくとしたことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

№.30 「市立小・中学校健全育成推進奨励費補助事業」

所管課は教育指導課である。

本事業は、各小・中学校において児童・生徒の健全な育成を図ることを目的として実施する事業に対し、補助金を交付するものである。

行政評価委員会からは、「事務負担の軽減を図るため他の類似の補助金との統廃合を検討する必要があるが、教育施策における健全育成に係る体系を整理した上で、本事業の目的を明確にし、より効果的な事業に発展させていくことを求めたい」旨の意見があったところである。

所管課では、小・中学校に対する補助事業を整理し、本事業において各校の取組（研究主題）が硬直化している現状や、類似の補助事業が市として多数ある状況を踏まえ、本事業は廃止し、教育課題研究補助金を充実させることとしたことから、見直し状況を「見直し済み」としている。

以上が行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況結果であるので、御審議いただきたい。

【質疑・意見等】

- 行政評価の見直し状況を行政評価委員会に報告することとした経緯を確認したい。
- 本調査は、これまで毎年度実施してきたが、令和4年度の行政評価委員会の会議において、委員から、「改善を求めた意見がどの程度事業に反映されたかという結果が分かることが望ましい。行政の内部だけでは提案しにくい意見を市民の視点で意見しているため、市政運営に資するものになっているのかが目に見えると良い。」といった意見があった。
この意見を受けて、昨年度から行政評価の見直し状況について、一定の結論を得たものを行政評価委員会に報告することとし、行政評価会議において承認いただくこととした。今年度は「見直し状況」を「見直し済み」としている5件の事務事業を報告する。
- 「検討中」及び「未着手」としている事務事業は行政評価委員会に進捗を伝えているのか。
- 伝えていない。昨年度の行政評価委員会への報告においても個別の事務事業に対して委員からの問合せはなかった。
- 本調査の対象としていない事務事業は、所管課において見直し等の一定の結論がされたと判断してよいのか。
- 行政評価制度を導入した平成15年度まで遡って調査していないものの、事務局で進捗確認を行った事務事業は資料に記載している。
- №.6「人間ドック等助成事業（国民健康保険・後期高齢者医療）」について、所管課において助成要件の緩和、助成金額の見直し等を行ったが、医師会に報告しているのか。
- 医師会には報告済みである。
- 毎年度3月31日を申請期限としているが、特定健康診査の受診率に影響はないのか。受診率が下がると国からの交付金支給額に影響があるのではないか。

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の見直しに当たり交付金への影響は生じない。 ○ 報告対象ではないが、No.3 1「地区ふれあいスポレク大会交付金」について、スポレク大会の実施方法は、武蔵村山市第七次行政改革大綱の推進項目である「スポーツを活用した地域活性化策の検討」に当たり昨年度に一部見直しを行っている。 行政評価委員会から「開催会場の統合や、地区の特性に合わせて地域交流と健康増進のどちらかに重点を置いた事業にするなど、より効果的な事業内容にするとともに、」とあるが、各地区での開催は変わらないものの、地域のスポーツを盛んにする方策について検討し、それを報告書にまとめている。 ○ スポレク大会は、開催日を統一するものの、実施内容は一律とせず各地区の実情に応じて住民の意見を踏まえた上、各地区で種目等を決めて実施することとし、事務協議で決定したと記憶している。 ● 御案内のとおり、検討結果報告書に基づいて令和6年1月の行政改革本部で審議し、スポレク大会の見直し等の検討内容は承認されている。 ○ 一方、行政評価委員会から「本交付金の在り方について、抜本的に見直していくことが肝要である」とあるが、交付金の在り方までは検討に至っていないので、その旨を盛り込んだ内容に修正したい。 ● 所管課と調整した上で修正させていただく。 ○ 各事務事業の見直し等について期限を設けているのか。 ● 設けていない。 ○ 昨年度に行政評価を実施し、行政評価委員会から見直し等の意見をいただいた事務事業については検討中又は未着手であるのは理解できるものの、評価実施後、数年経過して検討中であるものも見受けられる。 行政評価委員会の委員の意見や外部評価の結果は尊重されるべきである。しかし、所管課で対応することが困難な場合もあるため、最終的には諸般の事情により見直しが実施できないということはあると考えている。市民の視点に立った外部評価の結果を尊重して、事業の振り返りを行うことが重要なので、各所管における検証結果や見直し内容について所管課に確認し進捗管理してもらいたい。 ● 内容を全体的に精査し所管課と調整した上で修正したいと考えている。 ○ 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況については、事務局から提示された5事業を承認し、行政評価委員会に報告するとして決定してよろしいか。 ○ 異議なし。 ○ 行政評価の結果等を踏まえた事務事業等の見直し状況について、5事業を行政評価委員会に報告する。 <p>議題3 その他</p> <p>【質疑・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特になし。 |
|--|---|

| | |
|-------|---------------------|
| 庶務担当課 | 企画財政部 企画政策課（内線：374） |
|-------|---------------------|

○武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針

(平成19年6月11日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この指針は、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成18年10月11日市長決裁。以下「設置運営指針」という。）第11条第2項及び第13条第2項の規定に基づき、武蔵村山市における附属機関等の会議（以下「会議」という。）及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この指針において使用する用語は、設置運営指針において使用する用語の例による。

(会議の公開の可否)

第3条 会議の公開の可否は、附属機関等の長（以下「議長」という。）が会議に諮って決定する。

(会議の非公開)

第4条 前条の規定により会議を公開することと決定した場合であっても、非公開情報（設置運営指針第11条第1項ただし書に規定する場合に該当する情報をいう。以下同じ。）を審議する会議は、公開しない。

2 一の会議で、非公開情報と非公開情報以外の情報を審議するときは、非公開情報以外の情報の審議に限り公開するものとする。

3 前2項の場合において、一の情報を非公開情報として取り扱うことの可否は、議長があらかじめ会議の庶務を処理する課又はこれに相当する組織の長（以下「庶務担当課長」という。）と協議して決定するものとする。

4 議長は、前項の規定により一の情報を非公開情報として取り扱うことと決定したときは、当該決定に係る非公開情報を審議する会議において、庶務担当課長をして当該情報を非公開情報として取り扱う理由を説明させ、当該決定について当該附属機関等の委員の承認を受けるものとする。

(会議の公開の方法)

第5条 会議の公開は、これを傍聴させることにより行う。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始時間の10分前までに、附属機関等の会議の傍聴申込書（第1号様式）により議長の許可を受けなければならない。

3 議長は、会議を傍聴しようとする者が武蔵村山市議会傍聴規則（昭和55年武蔵村山市議会規則第2号。以下「市議会傍聴規則」という。）第6条各号のいずれかに該当するときを除き、前項の許可をしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、議長は、会議を開催する場所の収容能力を超える傍聴の申込みがあったときは、当該収容能力を超える申込みについて、同項の許可をしないことができる。

5 前項の場合における第2項の許可は、原則として申込みの順序によるものとする。

(会議次第の配布等)

第6条 議長は、会議の傍聴の許可を受けた者（以下「傍聴者」という。）に会議の議題を記載した会議次第を配布する。

2 傍聴席は、原則として椅子のみとする。

(傍聴者の遵守事項等)

第7条 傍聴者は、市議会傍聴規則第7条に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 傍聴者は、議長が会議に諮って許可した場合を除き、写真、映像等を撮影し、又は録音してはならない。

3 議長及び庶務担当課長は、前2項の規定に違反する傍聴者があるときは、必要な指示をするものとする。

4 議長は、前項の指示に従わない傍聴者があるときは、これを退席させることができる。

(会議公開運営要領の制定)

第8条 議長は、第3条の規定により会議を公開することと決定したときは、会議に諮って会議の公開に関する運営要領を定めるものとする。

2 前項の運営要領は、第2号様式に準じて定めるものとする。

(会議開催情報の公表の方法)

第9条 設置運営指針第12条の規定により会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するときは、庶務担当課長は、会議の開催情報（第3号様式）を市政情報コーナーに備えるとともに、その概要を市ホームページに掲載するものとする。

2 前項の規定による会議の開催情報の公表は、会議の開催日の1週間前までに行わなければならない。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

3 第4条第1項又は第2項の規定により、会議を非公開とし、又は会議の一部を公開するときは、庶務担当課長は、第1項の規定による公表に際し、その旨及びその理由を示すものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議録の作成は、次に掲げるところによる。

(1) 第4号様式に準ずること。

(2) 審議経過がわかるように、主な意見等を簡潔に記載すること。

(3) 発言者の氏名（職名その他発言者を識別できる情報を含む。以下同じ。）は、記載しないこと。ただし、発言者の氏名を公にしても、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと認める場合であって、かつ、会議において承認を受けたときは、この限りでない。

(会議録の承認)

第11条 会議録は、当該会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に、会議において承認を受けて確定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に会議を開催する予定がないときその他同項の規定により難いときは、当該会議録に係る会議に出席した附属機関等の委員全員の承認を受けることにより、同項の承認に代えることができる。

(会議録等の公表)

第12条 会議を公開により開催したときは、当該会議の会議録の全文又は概要及び会議資料を市ホームページに掲載し、及び市政情報コーナーに備えるものとする。ただし、次に掲げる会議資料は、市ホームページに掲載しないことができる。

- (1) 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作成していないものその他市の使用に係る電子計算機に記録されていないもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載しないことに合理的な理由があるもの

2 非公開により開催された会議の会議録の公開の手続は、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）第2章第1節に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成19年7月1日から施行する。

(審議会等の会議の公開に関する基本方針等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 審議会等の会議の公開に関する基本方針（平成10年10月6日市長決裁）
 - (2) 審議会等の会議の公開に関する実施指針（平成11年1月12日市長決裁）
 - (3) 審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針（平成11年1月12日市長決裁）
- (経過措置)

3 この指針の施行の際、現にこの指針による廃止前の審議会等の会議の公開に関する実施指針の運用方針第4項の規定に基づいて制定された審議会等の会議の公開に関する運営要領は、第8条第1項の規定に基づいて制定されたものとみなす。

附 則（平成20年4月9日市長決裁）

第1条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第13条の規定並びに第2条の規定による改正後の武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項及び第2項の規定は、この指針の施行の日以後に作成する会議録から適用する。

様式 一略一

(参考 1)

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針 - 抄 -

(会議の公開)

第 1 1 条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成 1 8 年武蔵村山市条例第 2 0 号）第 8 条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第 1 2 条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第 1 3 条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(参考 2)

○武蔵村山市議会傍聴規則 - 抄 -

(傍聴できない者)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻などを着用しないこと。
- (3) 飲食や喫煙をしないこと。
- (4) 会議における討論などに対して、賛否を表明したり拍手をしないこと。
- (5) 私語、談笑などを慎むこと。
- (6) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

○武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関する運営要領

〔平成30年12月20日〕
委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市行政評価委員会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

(非公開情報の承認)

第3条 委員長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

(会議の一部公開)

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

(傍聴の許可)

第5条 委員長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 委員長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(参考) 会議録等の公表

行政評価委員会の会議録（要旨）及び会議資料については、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第12条第1項の規定に基づき、市ホームページ及び市政情報コーナーにおいて公表する。

